

八王子市雇用と福祉の一体的就労支援事業検討会議設置要綱

(設置)

第1条 八王子市雇用と福祉の一体的就労支援事業運営協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第5条の規定に基づき、八王子市雇用と福祉の一体的就労支援事業検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 八王子市雇用と福祉の一体的就労支援事業の運営に関すること。
- (2) 前号のほか、協議会設置要綱第1条の雇用と福祉等の施策を一体的に実施するために必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 八王子市福祉部生活自立支援課長
- (2) 八王子市福祉部福祉政策課長
- (3) 八王子市子ども家庭部子育て支援課長
- (4) 八王子市産業振興部産業政策課長
- (5) 厚生労働省東京労働局八王子公共職業安定所専門援助第一部門統括職業指導官
- (6) 厚生労働省東京労働局職業対策課特別雇用対策係長

(会長)

第4条 検討会議に委員長を置き、福祉部生活自立支援課長をもって充てる。

- 2 検討会議は、委員長が招集し、主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じ、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、福祉部生活自立支援課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営に関し必要な事項は、検討会議が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。